

## 西伊豆町森林整備計画の変更概要について

---

### 1 変更箇所

表 1-2-8 (p. 10)

#### 森林の所在の変更

「特に効率的な施業が可能な森林」	53 林班を追加
「水源涵養機能維持増進森林」	93、94～95 林班の一部を削除
「山地災害防/止・・・・」	～93 林班、94 林班の一部を削除

#### 面積の変更

「木材等生産機能維持増進森林」	6,066.80ha から 6,066.77 に変更
「特に効率的な施業が可能な森林」	241.08ha から 288.95 に変更
「水源涵養機能維持増進森林」	6,000.44ha から 5,799.00 に変更
「山地災害防/止・・・・」	2,417.44ha から 2,305.55 に変更

表 1-2-9 (p. 11)

#### 森林の所在の変更

「通常伐期」	93 林班を追加、95 林班の一部の「一部」を削除
「伐期の延長」	95 林班の一部を削除
「長伐期」	～93 林班、94 林班の一部を削除

#### 面積の変更

「通常伐期」	116.60ha から 318.01 に変更
「伐期の延長」	3,358.36ha から 3,268.81 に変更
「長伐期」	3,493.31ha から 3,381.42 に変更
「合計」	6,968.27ha から 6,968.24 に変更

### 第3 林野火災の予防の方法に次の文を追加 (p. 34)

- ・林野火災注意報の発令時には、火の使用の制限の努力義務の対象として指定された区域を確認するとともに、火の使用の制限に従うよう努めることを周知する。
- ・林野火災警報の発令時には、火の使用の制限の対象として指定された区域を確認するとともに、火の使用制限を徹底することを周知する。

1 施業の制限を受けている森林に関する事項を次のように変更 (p. 36)

施業の制限を受ける保安林においては、森林法に基づく施業を実施する。また、自然公園法、砂防指定地管理条例等の法令等により伐採行為が制限されている場合には、これらの法令等を踏まえた施業を実施する。

また、複数法令等による施業の制限を受けている場合は、より制限が強い法令等に基づく施業方法で行うものとする。